

# 設備担保信用補完制度(しんきん ME サポート)のご案内

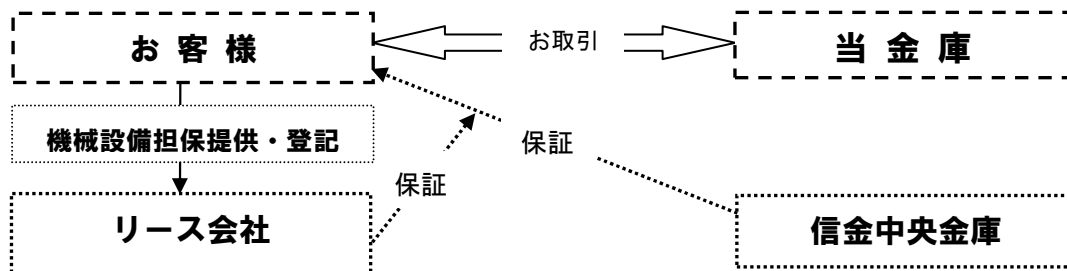
## 1. 制度の特徴

お客様の保有する機械設備を担保に利用した新しい保証制度です。

不動産と比べるとこれまであまり担保として活用がされてこなかった動産、なかでも機械設備に着目し、その価値を基準に保証を提供します。

## 2. 仕組み

お客様の保有する機械設備の価値を本制度に参加するリース会社が査定し、その査定額に基づき当金庫からの借入金等にリース会社と信金中央金庫が保証します。お客様は、リース会社に対し当該機械設備を担保提供していただき、担保提供の事実を登記していただきます。



## 3. 制度の内容

○保証金額	保証金額は、リース会社が査定した対象物件の価格を上限とし、1年毎に減額します。 (減額スケジュールは取組時に確定します。)ただし、保証残高は50百万円を上限とします。
○保証期間	原則5年の範囲内でリース会社の査定による取組可能期間を上限とします。
○保証料率	一律ではなく、リース会社および信金中央金庫の審査により、案件毎に保証料率を算出させていただきます。
○保証料支払	期間分の保証料を保証開始時に一括でお支払いいただきます。
○担保となる機械設備	機械設備はお客様が自己で保有される機械設備のみを対象とし、リース物件や割賦購入されて支払が残っている物件を除きます。 物件種類は以下のようなものが対象となりますが、以下に含まれる機械設備でも対象とならない場合がございますので、個別には当金庫にお問い合わせ下さい。  ◎対象機械設備種類 工作機械、鍛圧機械、射出成形機、半導体製造装置、印刷機械、製本機械、電子部品実装機、プリント基板穴あけ機、建設機械、重機全般、車輜・運搬機、乗用車、バス、トラック、フォークリフト、農機、計測機械、ミニラボ機
○保証人	本制度利用に関し原則保証人は不要です。ただし、当金庫との取引上、保証人が必要な場合がございます。
○費用	本制度利用に関し、担保登記費用、契約書作成費用等が必要となります。
○その他	リース会社による機械設備の実査(訪問による調査、査定)にご協力願います。

## 4. ご注意

- 本制度利用の際は別途お渡しする契約書を十分ご理解の上、お取り組みくださいますようお願いいたします。
- 条件により、本制度のご利用ができない場合がございますのでご了解下さい。
- 最終査定に移行した後に取り止めとする場合は、手数料(7万円)が必要となります。
- 期限前解約時には解約返戻金が支払われますが、解約手数料として一律10万円が必要となりますのでご留意下さい。